

地基企第36号
平成27年9月30日

地方公務員災害補償基金
各支部事務長殿

地方公務員災害補償基金
企画課長
(公印省略)

「年金のしおりの交付方法等について」の一部改正について（通知）

年金のしおりの交付方法等について（平成7年8月1日地基企第52号）の一部を別添のとおり改正し、平成27年10月1日から施行することとしたので、その実施に遺漏のないように願います。

「年金のしおりの交付方法等について」の一部改正について

「年金のしおりの交付方法等について」（平成7年8月1日地基企第52号）の一部を次のように改正する。

参考1の1中「次の表」を「表1」に改め、表を表1とし、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）」を「表2の「同一の事由により支給される他の法令の年金」の項に掲げる年金」に、「傷病等級に応じて、上の表に掲げる額に0.89」を「表1に掲げる額に表2の年金の種類に応じた「調整率」」に改め、表2として次の表を加える。

表2

同一の事由により支給される他の法令の年金	調整率(1)	調整率(2)
障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	0.82 (第1級又は第2級は0.81)
障害厚生年金等 (当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86	0.91 (第1級又は第2級は0.90)
障害基礎年金 (当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88	0.92 (第1級は0.91)
旧国民年金の障害年金	0.89	0.93 (第1級又は第2級は0.92)

注1 調整率(1) 法第四十六条に規定する特殊公務災害補償及び令第十条に規定する国際緊急援助活動特例災害補償に係る公務災害以外に適用される調整率。

注2 調整率(2) 法第四十六条に規定する特殊公務災害補償及び令第十条に規定する国際緊急援助活動特例災害補償に係る公務災害に適用される調整率。

参考1の5の(3)中「旧国民年金法の障害年金」を「前記1の表2の「同一の事由により支給される他の法令の年金」の項に掲げる年金」に改める。

参考1の10中「国民金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

参考2の1中「次の表」を「表1」に改め、表を表1とし、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する

障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）」を「表2の「同一の事由により支給される他の法令の年金」の項に掲げる年金」に、「障害等級に応じて、上の表に掲げる額に0.89」を「表1に掲げる額に表2の年金の種類に応じた「調整率」」に改め、表2として次の表を加える。

表2

同一の事由により支給される他の法令の年金	調整率(1)	調整率(2)
障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	0.82 (第1級又は第2級は0.81)
障害厚生年金等 (当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83	0.89 (第1級又は第2級は0.88)
障害基礎年金 (当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88	0.92 (第1級は0.91)
旧国民年金の障害年金	0.89	0.93 (第1級又は第2級は0.92)

注1 調整率(1) 法第四十六条に規定する特殊公務災害補償及び令第十条に規定する国際緊急援助活動特例災害補償に係る公務災害以外に適用される調整率。

注2 調整率(2) 法第四十六条に規定する特殊公務災害補償及び令第十条に規定する国際緊急援助活動特例災害補償に係る公務災害に適用される調整率。

参考2の5の(3)中「旧国民年金法の障害年金」を「前記1の表2の「同一の事由により支給される他の法令の年金」の項に掲げる年金」に改める。

参考2の10中「国民金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

参考3の1の表2を次のように改める。

表2

同一の事由により支給される他の法令の年金	調整率(1)	調整率(2)
遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.80	0.87

遺族厚生年金等 (当該補償の事由となつた死亡について 遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84	0.89
遺族基礎年金 (当該補償の事由となつた死亡について 遺族厚生年金等又は平成24年一元化法改 正前国共済法若しくは平成24年一元化法改 正前地共済法による遺族共済年金が支 給される場合を除く。) 又は国民年金による寡婦年金	0.88	0.92
旧船員保険の遺族年金	0.80	0.87
旧厚生年金保険の遺族年金	0.80	0.87
旧国民年金の母子年金、準母子年金、 遺児年金又は寡婦年金	0.90	0.93

注1 調整率(1) 法第四十六条に規定する特殊公務災害補償及び
令第十条に規定する国際緊急援助活動特例災害
補償に係る公務災害以外に適用される調整率。

注2 調整率(2) 法第四十六条に規定する特殊公務災害補償及び
令第十条に規定する国際緊急援助活動特例災害
補償に係る公務災害に適用される調整率。

参考3の9中「国民金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

○年金のしおりの交付方法等について（平成 7 年 8 月 1 日地基企第 52 号）

改 正 後	現 行																
<p>参考 1</p> <p>傷病補償年金のしおり</p> <p>地方公務員災害補償基金</p> <p>1 傷病補償年金の額 傷病補償年金の額は、傷病等級に応じて、1年につき、<u>表 1</u>に掲げる額となります。</p> <p>表 1</p> <table border="1"><thead><tr><th>傷 病 等 級</th><th>年 金 の 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>第 1 級</td><td>平均給与額× 313</td></tr><tr><td>第 2 級</td><td>平均給与額× 277</td></tr><tr><td>第 3 級</td><td>平均給与額× 245</td></tr></tbody></table> <p>注 1～注 2 (略)</p> <p>なお、この年金と同一の事由により表 2 の「同一の事由により支給される他の法令の年金」の項に掲げる年金の支給を受ける場合には、傷病補償年金の額は、<u>表 1</u>に掲げる額に表 2 の年金の種類に応じた「調整率」を乗じて得た額に調整されます。</p>	傷 病 等 級	年 金 の 額	第 1 級	平均給与額× 313	第 2 級	平均給与額× 277	第 3 級	平均給与額× 245	<p>参考 1</p> <p>傷病補償年金のしおり</p> <p>地方公務員災害補償基金</p> <p>1 傷病補償年金の額 傷病補償年金の額は、傷病等級に応じて、1年につき、<u>次の表</u>に掲げる額となります。</p> <table border="1"><thead><tr><th>傷 病 等 級</th><th>年 金 の 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>第 1 級</td><td>平均給与額× 313</td></tr><tr><td>第 2 級</td><td>平均給与額× 277</td></tr><tr><td>第 3 級</td><td>平均給与額× 245</td></tr></tbody></table> <p>注 1～注 2 (略)</p> <p>なお、この年金と同一の事由により国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）の支給を受ける場合には、傷病補償年金の額は、傷病等級に応じて、上の表に掲げる額に 0.89 を乗じて得た額に調整されます。</p>	傷 病 等 級	年 金 の 額	第 1 級	平均給与額× 313	第 2 級	平均給与額× 277	第 3 級	平均給与額× 245
傷 病 等 級	年 金 の 額																
第 1 級	平均給与額× 313																
第 2 級	平均給与額× 277																
第 3 級	平均給与額× 245																
傷 病 等 級	年 金 の 額																
第 1 級	平均給与額× 313																
第 2 級	平均給与額× 277																
第 3 級	平均給与額× 245																

表2

同一の事由により支給される他の法令の年金	調整率(1)	調整率(2)
障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	0.82 (第1級又は第2級は0.81)
障害厚生年金等 (当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86	0.91 (第1級又は第2級は0.90)
障害基礎年金 (当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88	0.92 (第1級は0.91)
旧国民年金の障害年金	0.89	0.93 (第1級又は第2級は0.92)

注1 調整率(1) 法第四十六条に規定する特殊公務災害補償及び令第十条に規定する国際緊急援助活動特例災害補償に係る公務災害以外に適用される調整率。

注2 調整率(2) 法第四十六条に規定する特殊公務災害補償及び令第十条に規定する国際緊急援助活動特例災害補償に係る公務災害に適用される調整率。

2～4 (略)

5 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を基金支部に届け出でください。ただし、(1)について住民票の写しを証明書類にしようとする場合は、基金が住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより添付が不要になります(詳細は基金支部にお問い合わせください。)。

(1)・(2) (略)

(3) この年金と同一の事由により前記1の表2の「同一の事由により支給される他の法令の年金」の項に掲げる年金の

2～4 (略)

5 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を基金支部に届け出でください。ただし、(1)について住民票の写しを証明書類にしようとする場合は、基金が住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより添付が不要になります(詳細は基金支部にお問い合わせください。)。

(1)・(2) (略)

(3) この年金と同一の事由により旧国民年金法の障害年金の支給を受けることとなった場合、その額が変更された場合

支給を受けることとなった場合、その額が変更された場合
又はその支給を受けられなくなった場合

6～9 (略)

10 年金担保貸付の貸付

この年金を担保にして、株式会社日本政策金融公庫（又は沖縄振興開発金融公庫）から年金担保貸付の貸付けを受けることができます（詳細は基金支部又は公庫の本支店にお問い合わせください。）。

11 (略)

又はその支給を受けられなくなった場合

6～9 (略)

10 年金担保貸付の貸付

この年金を担保にして、国民金融公庫（又は沖縄振興開発金融公庫）から年金担保貸付の貸付けを受けることができます（詳細は基金支部又は公庫の本支店にお問い合わせください。）。

11 (略)

参考2

障害補償年金のしおり

地方公務員災害補償基金

1 障害補償年金の額

障害補償年金の額は、障害等級に応じて、1年につき、表1に掲げる額となります。

表1

傷病等級	年金の額
第1級	平均給与額×313
第2級	平均給与額×277
第3級	平均給与額×245
第4級	平均給与額×213
第5級	平均給与額×184
第6級	平均給与額×156
第7級	平均給与額×131

注1～注2 (略)

なお、この年金と同一の事由により表2の「同一の事由により支給される他の法令の年金」の項に掲げる年金の支給を受ける場合には、障害補償年金の額は、表1に掲げる額に表2の年金の種類に応じた「調整率」を乗じて得た額に調整されます。

参考2

障害補償年金のしおり

地方公務員災害補償基金

1 障害補償年金の額

障害補償年金の額は、障害等級に応じて、1年につき、次の表に掲げる額となります。

傷病等級	年金の額
第1級	平均給与額×313
第2級	平均給与額×277
第3級	平均給与額×245
第4級	平均給与額×213
第5級	平均給与額×184
第6級	平均給与額×156
第7級	平均給与額×131

注1～注2 (略)

なお、この年金と同一の事由により国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）の支給を受ける場合には、障害補償年金の額は、障害等級に応じて、上の表に掲げる額に0.89を乗じて得た額に調整されます。

表2

同一の事由により支給される他の法令の年金	調整率(1)	調整率(2)
障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	0.82 (第1級又は第2級は0.81)
障害厚生年金等 (当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83	0.89 (第1級又は第2級は0.88)
障害基礎年金 (当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88	0.92 (第1級は0.91)
旧国民年金の障害年金	0.89	0.93 (第1級又は第2級は0.92)

注1 調整率(1) 法第四十六条に規定する特殊公務災害補償及び令第十条に規定する国際緊急援助活動特例災害補償に係る公務災害以外に適用される調整率。

注2 調整率(2) 法第四十六条に規定する特殊公務災害補償及び令第十条に規定する国際緊急援助活動特例災害補償に係る公務災害に適用される調整率。

2～4 (略)

5 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を基金支部に届け出でください。ただし、(1)について住民票の写しを証明書類にしようとする場合は、基金が住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより添付が不要になります(詳細は基金支部にお問い合わせください。)。

(1)・(2) (略)

(3) この年金と同一の事由により前記1の表2の「同一の事

2～4 (略)

5 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を基金支部に届け出でください。ただし、(1)について住民票の写しを証明書類にしようとする場合は、基金が住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより添付が不要になります(詳細は基金支部にお問い合わせください。)。

(1)・(2) (略)

(3) この年金と同一の事由により旧国民年金法の障害年金の

由により支給される他の法令の年金」の項に掲げる年金の支給を受けることとなった場合、その額が変更された場合又はその支給を受けられなくなった場合

6～9 (略)

10 年金担保貸付の貸付

この年金を担保にして、株式会社日本政策金融公庫（又は沖縄振興開発金融公庫）から年金担保貸付の貸付けを受けることができます（詳細は基金支部又は公庫の本支店にお問い合わせください。）。

11 (略)

支給を受けることとなった場合、その額が変更された場合又はその支給を受けられなくなった場合

6～9 (略)

10 年金担保貸付の貸付

この年金を担保にして、国民金融公庫（又は沖縄振興開発金融公庫）から年金担保貸付の貸付けを受けることができます（詳細は基金支部又は公庫の本支店にお問い合わせください。）。

11 (略)

参考3

遺族補償年金のしおり

地方公務員災害補償基金

1 (略)

表1 (略)

表2

同一の事由により支給される他の法令の年金	調整率(1)	調整率(2)
<u>遺族厚生年金等及び遺族基礎年金</u>	0.80	<u>0.87</u>
<u>遺族厚生年金等 (当該補償の事由となった死亡について 遺族基礎年金が支給される場合を除く。)</u>	<u>0.84</u>	<u>0.89</u>
<u>遺族基礎年金 (当該補償の事由となった死亡について 遺族厚生年金等又は平成24年一元化法 改正前国共済法若しくは平成24年一元 化法改正前地共済法による遺族共済年金 が支給される場合を除く。) 又は国民年金による寡婦年金</u>	<u>0.88</u>	<u>0.92</u>
<u>旧船員保険の遺族年金</u>	0.80	<u>0.87</u>
<u>旧厚生年金保険の遺族年金</u>	<u>0.80</u>	<u>0.87</u>
<u>旧国民年金の母子年金、準母子年金、 遺児年金又は寡婦年金</u>	<u>0.90</u>	<u>0.93</u>

参考3

遺族補償年金のしおり

地方公務員災害補償基金

1 (略)

表1 (略)

表2

同一の事由により支給される他の法令の年金	調整率
<u>国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</u>	0.80
<u>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</u>	0.80
<u>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</u>	0.90
<u>厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下同じ。)</u>	0.80
<u>厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金(当該補償の事由となった死亡について国民年金の規定による遺族基礎年金が支給される場合を除く。)</u>	0.84
<u>国民年金法の規定による寡婦年金</u>	0.88

注1 調整率(1) 法第四十六条に規定する特殊公務災害補償及び令第十条に規定する国際緊急援助活動特例災害補償に係る公務災害以外に適用される調整率。

注2 調整率(2) 法第四十六条に規定する特殊公務災害補償及び令第十条に規定する国際緊急援助活動特例災害補償に係る公務災害に適用される調整率。

2～8 (略)

9 年金担保貸付の貸付

この年金を担保にして、株式会社日本政策金融公庫（又は沖縄振興開発金融公庫）から年金担保貸付の貸付けを受けることができます（詳細は基金支部又は公庫の本支店にお問い合わせください。）。

2～8 (略)

9 年金担保貸付の貸付

この年金を担保にして、国民金融公庫（又は沖縄振興開発金融公庫）から年金担保貸付の貸付けを受けることができます（詳細は基金支部又は公庫の本支店にお問い合わせください。）。

（地方公務員災害補償法施行令の一部改正）

第六条 地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表を次のように改める。

一 傷病補償年 金（法第四十 六条に規定す る公務上の災 害及び第十条 に規定する公 務上の災害に 係るものを除 く。）	一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による 障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法 律第六十三号。以下この表において「平成二十四年一元化 法」という。）附則第四十一条第一項の規定による障害共 済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一 項の規定による障害共済年金（以下この条及び次条におい て「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和三 十四年法律第二百四十一号）による障害基礎年金（同法第三 十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下この条及 び第十条に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	○・七三
--	---	------

<p>四 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第</p>	<p>び次条において「障害基礎年金」という。） 二 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。） 三 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下この表及び次条第一項の表において「平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下この表及び次条第一項の表において「平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</p>	<p>○・八八</p>	<p>○・八六</p>
<p>○・八九</p>			

<p>二 傷病補償年 金（法第四十 六条に規定す る公務上の災 害及び第十条 に規定する公 務上の災害に 係るものに限 る。）</p>	<p>一 障害厚生年金等及び障害基礎年金 一 障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>三十四号。以下この表において「国民年金等改正法」とい う。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のう ち障害年金（以下この表及び次条第一項の表において「旧 国民年金法による障害年金」という。）</p>
<p>二 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について 障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>○・八一（第一級 又は第二級の傷病 等級に該当する障 害に係る傷病補償 年金にあつては、 ○・八一）</p>	<p>○・八一（第一級 又は第二級の傷病 等級に該当する障</p>
<p>○・九一（第一級 又は第二級の傷病 等級に該当する障</p>		

<p>四 旧国民年金法による障害年金</p>	<p>三 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>害に係る傷病補償 年金にあつては、 ○・九〇）</p>
<p>○・九三（第一級 又は第二級の傷病 等級に該当する障 害に係る傷病補償 年金にあつては、</p>	<p>○・九一） 病補償年金にあつ ては、○・九一）</p>	<p>の傷病等級に該当 する障害に係る傷 病補償年金にあつ ては、○・九一）</p>

三 障害補償年 金（法第四十 六条に規定す る）	一 障害厚生年金等及び障害基礎年金 二 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について 六条に規定す る公務上の災 害及び第十条 に規定する公 務上の災害に 係るものと除 く。）	三 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障 害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法に よる障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地 共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	一 障害厚生年金等及び障害基礎年金 二 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について 六条に規定す る公務上の災 害及び第十条 に規定する公 務上の災害に 係るものと除 く。）	○・九二 ○・七三
四 障害補償年 金（法第四十 六条に規定す る）	一 障害厚生年金等及び障害基礎年金 四 旧国民年金法による障害年金	○・八九	○・八八	○・八八
○・八二（第一級 又は第二級の障害 等級に該当する障				

る公務上の災害及び第十条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）

三 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	二 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	〇・八九（第一級又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、〇・八八）	害に係る障害補償年金にあつては、〇・八一）
害補償年金にあつする障害に係る障	〇・九二（第一級の障害等級に該当する障害に係る障害に係る障	害に係る障害補償年金にあつては、〇・八八）	

<p>五 遺族補償年 金（法第四十 六条に規定す る公務上の災 害及び第十条 に規定する公</p>		
<p>一 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一 元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若 しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定 による遺族共済年金（以下この条において「遺族厚生年金 等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民 年金等改正法附則第二十八条第一項の規定により支給され</p>	<p>四 旧国民年金法による障害年金 又は第二級の障害 等級に該当する障 害に係る障害補償 年金にあつては、 ○・九二）</p>	<p>ては、○・九一） ○・九三（第一級</p>

務上の災害に
係るものと除く。）

る遺族基礎年金を除く。以下この条において「遺族基礎年
金」という。）

く。）

二 遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について
遺族基礎年金が支給される場合を除く。）

三 遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺
族厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第

一項に規定する給付のうち遺族共済年金（以下この表にお
いて「平成二十四年一元化法改正前国共済法による遺族共
済年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第
六十二条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金（以下
この表において「平成二十四年一元化法改正前地共済法に
による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。
）又は国民年金法による寡婦年金

○・八八

--	--	--

<p>六 遺族補償年 金（法第四十 六条に規定す る公務上の災 害及び第十条 に規定する公</p>	<p>一 遺族厚生年金等及び遺族基礎年金 二 遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について 遺族基礎年金が支給される場合を除く。） 三 遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺 族厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法に よる遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地</p>	<p>年金</p>	<p>六 国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金 たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦</p>	<p>年金 たる保険給付のうち遺族年金</p>	<p>五 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金 たる保険給付のうち遺族年金</p>
<p>○・九二</p>	<p>○・八七</p>	<p>○・九〇</p>	<p>○・九〇</p>	<p>○・八〇</p>	<p>○・八〇</p>

務上の災害に
係るものに限
る。)

共済法による遺族共済年金が支給される場合を除く。) 又
は国民年金法による寡婦年金

四 国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金
たる保険給付のうち遺族年金

五 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金
たる保険給付のうち遺族年金

六 国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金
たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦
年金

○・八七

○・九三

附則第三条第二項中「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」を「障害厚生年金等及び障害基礎年
金が併給される場合又は遺族厚生年金等」に改め、「国民年金法の規定による」を削る。

附則第三条の二第一項中「旧国民年金法の障害年金」を「次の表の上欄に掲げる給付」に、「○・八九
」を「同欄に掲げる給付」とにそれぞれ同表の下欄に掲げる率」に改め、同項に次の表を加える。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	○・七三
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八六
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	○・八八

附則第三条の二第二項中「旧国民年金法の障害年金の額」を「前項の表の上欄に掲げる給付の額（障害厚生年金等及び障害基礎年金が併給される場合にあつては、その合計額）」に改める。

旧国民年金法による障害年金

○・八九